

12/13 (日)

京

第3種郵便物認可

津波防災基本指針案

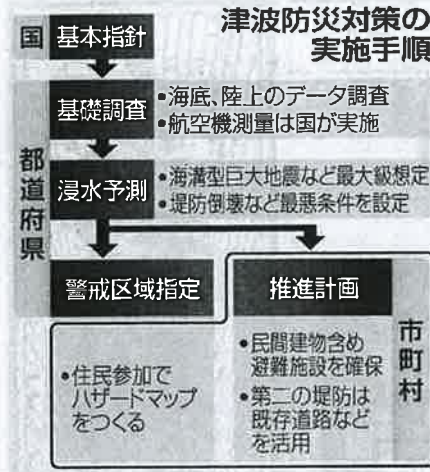
「最悪条件」で浸水予測

計画は市町村主導

臨時国会で成立した「津波防災地域づくり法」に基づき、全国で津波対策を進めるための国土交通省の基本指針案が12日、明らかになった。都道府県が浸水エリアや深さを予測する場合には、最大級の津波で堤防が倒壊するなど「最悪の条件」を想定するのが原則と明記。「なんとしても人命を守る」を基本に、被害防止の推進計画などの具体的な対策は、地域の実情を最もよく知る市町村が主導するのが重要としている。

模の把握につながる断層モデルの構造が不明な海域については、痕跡や歴史文献などから高さを推定。専門知識が必要な一部の作業は国が行い、情報提供する。

市町村がつくる被害防止の推進計画に関しては、人口が集中する地域で民間を含む既存の建物を活用して必要な避難施設を確保。内陸で第二の堤防となる「津波防護施設」は、想定される津波の発生頻度が低いことから、既存の道路や鉄道の盛り土を小規模にかさ上げするなどして効率的にも配慮する。



東日本大震災では港や、海岸、河川の堤防の沖合にあった防波堤が相次いで壊れて被害

が拡大しており、考えられる悪条件を考慮して対策を強化する。基本指針は地方自治体の意見などを聞いた上で決定する。指針案によると、都道府県は基礎データを得るため海底や陸上の地形を調査。津波が最大の満潮水位時に発生し、海岸や河川の堤防が壊れるなど、最悪の条件で浸水予測を行

う。東海から四国沖の海底にある南海トラフを震源とする海溝型巨大地震など最大級の津波を想定する。津波の規模

が主体的な役割を果たす。一、第二の堤防となる津波防護施設は既存の道路や鉄道を有効活用。一、津波の到達時間や、漂流物の存在で被害が異なることを配慮して対策を進める

大阪 事は12日府議 説し、上 連携を 大都市 の責任 阪都「 方針を

「次期衆院選 争点は道小